

第六十五回 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和四十六年二月十八日(木曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

一月二十九日
高田 浩運君 補欠選任 鈴木 省吾君

二月三日
菅野 儀作君 補欠選任 堀本 宣実君

二月五日
菅野 儀作君 補欠選任 堀本 宣実君

二月十六日
小川 芳平君 補欠選任 宮崎 正義君

二月十七日
鈴木 省吾君 補欠選任 佐田 一郎君

出席者は左のとおり。
委員長 河川 陽一君
理事 亀井 善彰君
委員 國田 清充君
村田 秀三君
沢田 実君
小林 国司君
櫻井 志郎君
鈴木 省吾君
高橋 衛君
森 八三君

國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

政府委員 農林政務次官 宮崎 正義君

農林大臣官房技 加賀山 國雄君

農林大臣官房予 松本 作衛君

農林省農林經濟 小暮 光美君

農林省農政局長 中野 和仁君

農林省畜産局長 増田 久君

農林省蚕糸園芸 荒勝 巖君

農林水産技術会 立川 基君

農林水産技術会 食糧庁長官 亀長 友義君

農林水産技術会 林野庁長官 松本 守雄君

○國務大臣(倉石忠雄君) 私が農林大臣に就任いたしました。約一年を経過いたしました。この間、私は、農政に全力を尽くしてまいりました。その解決に長期を要するものでありまして、まだまだきわめて困難な問題が山積いたしました。今後とも全力をあげて、困難な問題に取り組んでまいり、御協力をお願い申し上げます。本日、この機会をかりまして、農林水産業に対する施策につき私の所信を申し述べ、今国会に提出いたします。農林水産関係の予算案及び法律案につき、委員各位の御審議の御参考に供したいと存じます。

今後わが国農政の役割は、一億をこす国民にその必要とする良質の食料を安定的に供給し、国民各位が豊かな食生活を実現できるようにすること、農産物の生産を確保する者、他産業に従事する者に劣らない所得を得られるよう生産性の高い近代化的な農業経営を確立し、また、農村在住者が近代的な文化的な生活を送ることができる生活環境を備えた農村社会を建設し、わが国経済社会の均衡ある発展に資することにあると思ひます。

一方、わが国経済の高度成長は、農業に対して種々の影響を及ぼしてまいりました。農業は今日、経済の国際化、物価、公害などの諸問題への対応を要請され、さらに、米の生産過剰の問題を生じており、まさに長期を要する構造改善の過程において、需給の調整をはからねばならないというきわめて困難な局面に立ち至っております。

私は、このような状況に対処し、農政に課せられた使命を全うしていくため、次のような方向に沿って総合農政を強力に推進していく所存であります。

第一に、農業生産の誘導であります。

今後農業生産を需要に対応した作目構成と地域特性に応じた地域分化の方向に誘導していくため、その一環として米の生産調整を行なうとともに、需要の増大が見込まれる農産物または現在、生産が需要に十分対応し得ていない農産物の生産の振興をはかってまいり、所存であります。

米の生産調整につきましては、昭和四十五年度に引き続き、昭和四十六年度から昭和五十年までの五カ年間にわたって、種から他作物への作付転換を基本として、総合的かつ計画的に行なうこととしております。昭和四十六年度におきましては、二百三十万トンの減産を目標に、奨励補助金を交付して誘導するほか、種から他作物への作付転換につきましては特設の助成措置を講ずることとしております。

このよう米の生産調整に関連しまして、政府の米管理の面におきまして、米の需給実態に即応し、生産調整の奨励を確保するとともに、政府買入れの適正を期するため、食糧管理の制度・運営の改善をはかる所存であります。さらに、昭和四十六年度米の生産者米価の水準は、これを据え置く方針であります。また、消費者米価につきましては、消費者の選択に応じた米の価格形成ができるよう物価統制令の適用を廃止する方針であります。また、米穀販売業者の新規参入規制の緩和など米穀の需給の実情が販売面に十分反映し得るよう流通面の合理化を進め、消費者価格の安定をはかってまいりたいと考えております。また、政府手持ちの過剰米につきましては、従来からの処理に付とめてまいりましたが、さらに、その計画的な処理に着手したいと考えております。

地域特性に応じた地域分化の方向への誘導につきましては、昨年十二月、半年余りにわたる計算作業の結果農業生産の地域指標の試案を公表いたしました。これは、今後の農業生産の地域別

の望ましい姿を明らかにしたものでありまして、今後、地域の農業生産をこの指標の方向に誘導するため、米の生産調整及び稲作転換対策をはじめ各般の施策を講じてまいり所存であります。

畜産物、園芸作物などにつきましては、これらの需要が今後とも増大して行くことが見通されておりますので、稲作からの転換対策を含め、なお一そう各般の振興施策を講じてまいり所存であります。

畜産につきましては、生産性の高い能率的な畜産経営を育成することを目的に、飼料基盤の整備を中心に対策を進め、また、養蚕及び野菜、果実、花きなどの園芸作物につきましては、主産地を中心に生産出荷体制の整備をはかることに重点を置いて対策を進めてまいります。特に、物価対策上重要な野菜につきましては、今後、需要の伸びに供給が追いつかぬことのないよう生産の増強をはかることとし、米の生産調整に伴い野菜への転作を積極的に推進するとともに、野菜指定産地制度に基づき新興産地の育成、作柄安定のためのかんがい施設の整備、大規模な施設園芸の集中管理モデル圃地の育成など生産対策を充実することといたしております。

第二に、農業構造改善の推進であります。

農業を近代化し、農業を産業として確立していくことは、今後の総合農政の推進にあつても、また、農業生産の誘導を効果的に推進していくためにも、最も重要なことであります。このため、自立経営農家を着実に発展させ、規模が大きく生産性の高い近代的な農業経営を育成するとともに、このような農家を中核として、兼業農家をも含む生産性の高い農作業単位をできるだけ広範に育成していく所存であります。

このような方向で農業の近代化を進めていくため、その前提として農業生産基盤の整備を強化するとともに、農業構造改善事業の実施、農地の流動化の促進、農業機械化の促進、総合資金制度の拡充等をはかってまいり所存であります。特に農業基盤整備の拡充と関連して土地改良制度の改善

をはかることとし、土地改良法を改正したいと考えております。

このような近代的な農業経営を育成していく過程で、自主的な引退または他産業への安定的就業を志向する者が多いことにもかんがみ、その引退または転職を援助する必要があるが、そのため、農業者年金制度の積極的運営をはかることと、特に在村のまま安定的な就業機会を与えることが重要であるので、農村地域への工業の導入などを計画的に推進したいと考えており、このため、本国会に所要の法案を提出する所存であります。

第三に、農産物価格及び流通等についてであります。

農産物価格政策によって価格の安定をはかることは、国民食料の安定的供給、農業所得の安定的確保のため重要であるばかりでなく、消費者家計の安定をはかる上からもきわめて重大な問題でありまして、政府といたしましてこれを重視して取り組んできたところであります。

価格政策の運用にあつては、需要の動向に対応した生産が行なわれるよう留意しつつ過度の価格変動を防止し、できるだけ安定した価格水準となるようつとめてまいりますが、価格水準については、基本的には生産者、消費者を含め国民的合意の得られる安定的かつ適正な水準であることが必要であり、長期的には国際価格の動向を勘案し、かつ物価の安定に寄与するよう留意いたしたいと考えております。特に、最近の生鮮食料品の消費者価格の動向にかんがみ、農林省をあげてこの問題に取り組むべく省内に生鮮食料品価格安定対策本部を設け、総合的に生鮮食料品の消費者価格の安定対策を講じてまいりたいと考えております。

食料は、今後その流通量が増加していくことと考えられますが、大量流通に応じた流通機構の整備が急務となっております。特に、最近問題となつた野菜につきましても需要に応じた安定的供給の確保とともに、流通過程の改善合

理化が必要と思われます。このため、産地における集出荷体制の整備をはかるほか、継続審議となつております卸売市場法案をすみやかに御審議、御決断願うとともに、卸売市場の整備、総合食料品小売りセンターの設置などにより流通機構の整備をはかりたいと考えております。

そのほか、食料消費の高度化、多様化に対処して、食品加工の近代化と消費者対策の充実につとめてまいり所存であります。

第四に、地域農業の総合的整備開発と新しい農村社会の建設であります。

農山村における地域農業の総合的整備開発を推進するため、農業振興施策の広域化と地域振興対策の多様化をはかることといたしまして、生産から流通までの一貫した広域的な組織化等を推進するほか、農村地域への工業の導入、農村における自然保全とレクリエーションの機能の積極的活用等農村地域の振興対策を推進する所存であります。

さらに、農業従事者が近代的、文化的な環境のもとで豊かな生活を享受しつつ、近代的な農業経営を営み得るよう農村の生活環境の整備を促進したいと考えております。

以上のほか、最近における農業事情の変化に対応したしまして、農業災害に対処して農家所得の確保をはかるための農業災害補償制度についても所要の改善をはかってまいりたいと考えております。

次に、林業について申し上げます。

近年、木材の需要は、著しく増大しているのに、対し、国産材の供給がこれに十分対応し得ず、外材の輸入が増加し、外材依存率が五割にも達しております。

このような情勢に対処して、森林の持つ公益的機能の確保を考慮しつつ、林業総生産の増大と林業の生産性の向上を目的として林業の安定的発展をはかり、あわせて林業従事者の福祉の向上に資することといたす所存であります。

このため、長期的視点に立つて林業生産基盤の

整備拡充をはかり、森林資源の有効利用と長期的な木材供給の均衡をはかる所存であります。また、林業構造の改善等を推進して林業経営の近代化を促進するほか、林産物の生産流通の改善、林業従事者の就労安定等をはかることと、これらに合せて外材輸入の適正円滑化等も推進して行く考えであります。

さらに、森林の持つ公益的機能の確保についても、国土の保全、水資源涵養機能の充実がもとより、国民の保健休養など行政需要の進展に即応した森林の造成管理をはかってまいりたいと考えております。

次に、水産業について申し上げます。

水産物に対する需要は、国民の生活の向上にささえられて堅調に推移しておりますが、漁業生産は、資源の制約、国際規制の強化、公害の進行等のため、これに十分対応することができず、水産物価格は全体として上昇を続け、水産物の輸入も年々増加しております。また、漁業経営につきましても、漁家の所得水準は、近年上昇しておりますもののなお多くの問題をかかえております。

このような動向に対処して、水産政策の当面する課題は、国民のたんぱく食料の確保と漁業従事者の所得・生活水準の向上をはかることを目的に、漁業生産の増強と漁業経営の近代化を強力に推進することにあると考えます。

このため、海洋水産資源開発センターを設立して海洋新漁場の開発を積極的に進めるなど水産資源の総合的かつ計画的な開発をはかるための制度を創設するほか、漁港その他の漁業生産基盤の整備を促進するとともに、第二次沿岸漁業構造改善事業の実施、漁業近代化資金の拡充などにより沿岸漁業の振興をはかってまいり所存であります。

さらに、拠点産地における流通加工施設の総合的な整備、干しノリの流通対策の推進等により水産物の流通加工の合理化につとめる考えであります。

最後に、公害の問題につきましては、農林水産業生産を阻害するような公害を排除するとも

に、国民の健康を保護し、生活環境の保全をはかることとして、前国会で御可決いただきました土壌汚染防止法及び改正農薬取締法等を軸として土壌汚染防止対策、農薬残留対策をはじめ、所要の対策を講じてまいり所存であります。

以上申し述べました農林水産業に対する施策の推進をはかるため、昭和四十六年度予算の編成にあたりましては、所要の財源の確保につとめ、主要な施策を推進するために必要な経費につきましては、重点的にこれを計上いたしたつもりであります。

また、これらの施策の実施に必要な法制的整備につきましても、鋭意法案の作成を取り進めているところであります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、農林水産行政推進のために、今後とも、本委員会及び委員各位の御支援、御協力を切にお願い申し上げます。

何とぞよろしく願ひいたします。

○委員長(河野一清) 次に、昭和四十六年度農林省関係予算について、説明を聴取いたします。

○政府委員(宮崎正雄) 昭和四十六年度農林関係予算について、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十六年度の一般会計における農林関係予算の総体につきましては、農林省所管合計は一兆百二億円で、これに総理府、厚生省及び建設省の他省所管の農林関係予算を加えた農林関係予算の総額は一兆八百六十億円となり、これを昭和四十五年度の当初予算と比較しますと一十六百八十三億円の増加となります。

以下、この農林関係予算の重点事項について御説明いたします。

第一に、農業生産基盤の整備について申し上げます。

農業の生産性の向上、農業構造の改善等農業の近代化をはかるためには、農業生産の基盤となる土地及び水の条件の整備開発が基本となるもので

あります。この観点から総合農政の方向に即して、圃場条件の整備、基幹かんがい排水施設の体系的整備、農道の整備、農用地の開発等各般の事業を計画的、かつ強力に推進することとしたしており、また、これらを通じて農村環境の整備に資することとしております。なお、米の需給の動向にかんがみ、稲作転換のための土地基盤の整備を積極的に実施するとともに、総合農政の強力な推進をはかる観点から、畜産振興、果樹、野菜等畑作振興等に必要の事業の重点的伸長をはかることとしております。以上を要する経費として、二千二百三十三億二千五百万円を計上しております。

成、試験研究の拡充、水田あと地への造林等を行なうて稲作転換の条件を整備し、その促進をはかることとしております。

なお、水田転用の促進をはかるため、地方公共団体等が水田の取得を行なうのに必要な資金につき農協系統資金の融通を促進するための措置等を実施することとしております。

これらの稲作転換の推進に要する経費としては、関連事業まで含めまして総額四百二億八百万円を計上しております。

とともに、食肉センター、産地牛肉処理加工施設の設置等を引き続き実施することとし、これら畜産物の価格安定及び流通改善対策として、合わせて二百九十億七千万円を計上しております。

次に、蚕糸園芸振興対策であります。

まず、養蚕生産対策として、繭生産改善推進施設設置事業等を引き続き実施するほか、新たに、養蚕の伸長の著しい畑地帯において養蚕新興団地育成模範施設設置事業を実施することとしております。

野菜生産対策としては、指定野菜の拡大、指定産地の増加等野菜指定産地制度の拡充をはかるほか、新たに、露地野菜の生産安定のための野菜作柄安定緊急対策事業及び生産性の高い近代的な大型施設園芸の育成をはかるための施設園芸集中管理モデル団地設置事業を推進いたします。果実生産対策としては、近代的な生産出荷の基盤となる濃密生産団地の形成を進めるため、果樹広域主産地形成事業の拡充をはかることとし、果実品質改善緊急対策事業等を引き続き実施することとしております。

第二に、米の生産調整と稲作転換の推進に関する予算について申し上げます。

米は、消費が減退する一方、生産が高位に安定しているため、恒常的な過剰状態にあります。このため、必要に応じた農業生産を展開することが現下の農政の最も重要な課題であります。このため、昭和四十六年度から昭和五十年までの五年間を実施期間として米生産調整及び稲作転換対策を講ずることとし、この間、奨励補助金を交付することとしますが、休耕にかかる奨励補助金の交付期間は三年間といたしております。

第三に、農産物の安定的供給に関する予算について申し上げます。

まず、畜産の振興対策であります。

畜産の基盤をなします自給飼料の確保につきましては、草地開発事業等を推進する一方、既耕地における飼料作物の積極的導入のための飼料作物増産対策を引き続き実施するほか、飼料用麦生産団地の育成及び稲作から飼料作物への転換を推進することとしております。

酪農及び肉用牛生産の振興につきましては、新たに広域家畜人工授精センターの設置、肉用牛集団肥育のためのフィードロットの設置につき助成するほか、引き続き家畜導入事業、肉用牛種畜生産基地育成事業等を実施することとしており、中小家畜につきましても、優良純粋種豚確保対策、国産種鶏増殖センターの設置助成等を拡充実施することとしております。さらに、家畜改良増殖対策、家畜衛生対策等の諸施策を推進することとし、これら畜産生産対策全体としてあわせて百八十五億四千九百万円を計上しております。

また、畜産物の価格安定及び流通改善対策として、引き続き加工原料乳に対する不足払い制度及び学校給食用牛乳供給事業につき対象数量の拡大をはかることとし、凍結液卵の保管事業に對し新たに助成を行ない、鶏卵価格の安定をはかることとしております。

さらに、新たに生乳流通近代化促進事業、成鶏肉処理加工施設設置事業、牛乳流通のワンウェイ化促進事業、包装肉流通体系整備事業を行なう

さらに、農産物の長期的な需給の動向に対応しつつ農業の近代化を促進するとともに、国土の効率的利用をはかるという観点に立って水稲から今後需要の増大が見込まれる農作物への作付転換を総合的かつ計画的に推進することといたします。

このため、集団的転作を推進するための稲作転換促進特別事業をはじめとし、公共事業による土地基盤の整備、第二次農業構造改善事業の活用を行なうほか、農業改良資金による作付条件の整備、家畜導入事業、都道府県野菜価格安定基金の造

また、畜産物の価格安定及び流通改善対策として、引き続き加工原料乳に対する不足払い制度及び学校給食用牛乳供給事業につき対象数量の拡大をはかることとし、凍結液卵の保管事業に對し新たに助成を行ない、鶏卵価格の安定をはかることとしております。

さらに、新たに生乳流通近代化促進事業、成鶏肉処理加工施設設置事業、牛乳流通のワンウェイ化促進事業、包装肉流通体系整備事業を行なう

また、野菜の価格安定対策として、野菜生産出荷安定資金協会の行なう野菜価格補てん事業について、その対象品目、対象消費地域及び対象数量の拡大等を行なうとともに、稲作から野菜作への転換を促進するため、都道府県単位の野菜価格安定基金の基金造成費につき新たに助成する

こととしていたしております。青果物の流通改善については、新たに野菜集送センターの設置事業を実施するとともに、果実加工需要拡大のための近代果果汁工場の新設事業につき新たにリンゴをも対象に加え、また、温州ミカン及びリンゴ等の品質保持及び出荷調整のための産地貯蔵施設の新設事業等を引き続き実施することとしております。

これら青果物の価格流通対策としてあわせて二十三億六千七百円を計上しております。

次に、米麦の生産改善であります。稲作について、良質の米が高い生産性をもって生産されるよう、新たに大規模共同育苗施設設置事業及びバラ出荷施設設置事業を実施するとともに、引き続き米生産総合改善パイロット事業等を実施することとし、また、麦作については、生産性の向上をはかりつつ麦の主産地の育成をはかるため、水田転換対策の一環としての水田における中規模団地の育成をも含め、麦作団地育成対策事業を引き続き推進することとしております。

以上、米麦生産改善につきましては、二十二億五千四百円を計上しております。

第四に、農業の構造改善の推進に関する予算について申し上げます。

第六十三回国会において成立いたしました農地法、農協法の改正法及び農業者年金基金法の適切な施行を軸として構造政策の強力な展開をはかることとし、まず、農地流動化の促進につきましては、農地保有合理化事業の本格的実施をはかる等のため、九億八千六百万円を計上しております。

さらに、農協による経営受委託及び農業生産法人による大規模農場創設事業をも推進することとしております。

次に、第二次農業構造改善事業について、計画的推進をはかるため、新たに二百地区について事業着手を行なうとともに、第一次農業構造改善事業についてもその残事業を完了させることとし、合わせて、百八十三億七千七百万円を計上しております。

また、農業者の老後の生活の安定をはかることにも、経営移譲の促進等を通じて農業構造の改善に資するため、昭和四十五年度に設立された農業者年金基金による農業者年金事業、離農給付金の支給、農地の買入れ等の業務の本格的実施をはかることとし、百十八億七千八百万円を計上しております。

以上のほか、農業就業構造改善対策及び農業経営者の育成を推進することとしております。

第五に、地域農業の総合的整備開発について申し上げます。

地域農業の総合的整備開発をはかるため、農業振興施策の広域化と地域振興施策の多様化をはかることとしていたしております。

まず、農業振興地域計画制度の円滑な実施をはかることとし、最近における農産物の生産、流通の動向に対処して、経済的社会的諸条件を同じくする地域について、生産から処理、加工、流通を通ずる一貫した組織化をはかるため、米生産総合改善パイロット事業等の既存の諸施策を含め広域営農団地整備事業を実施することとし、米、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、果実、野菜、特産農産物についての生産流通加工施設、これら生産流通の組織化の拠点となる管理センター等の施設の整備を総合的計画的に推進することとし、これらを合わせて二十九億九千万円を計上しております。また、広域営農団地農道整備事業については、八十七億八千三百万円を計上し、事業の拡充をはかっております。

また、農村地域への工業導入を積極的かつ計画的に促進し、工業の立地と一体的に農業構造の改善をはかるため、農村地域工業導入計画の策定を行なうとともに、農村工業導入センターを設立し、工業導入に関する情報の収集、指導を行なうほか、関連農業基盤整備事業を行なうこととしております。

さらに、農山漁村地域におけるレクリエーション機能等の活用をはかるために、自然休養村の計画調査を行なうこととしております。

このほか、農山漁村の環境整備につきましては、農林漁業用道路の整備拡充、生活改善普及事業、僻地農山漁村電気導入事業、振興山村農林漁業特別開発事業、山村開発センターの設置事業、農村住宅団地建設計画の推進等を引き続き実施することとし、農山漁村同和対策を拡充するほか、新たに生活プロジェクト実験集落整備事業を実施することとしております。

第六に、農産物の価格安定並びに流通加工の近代化及び消費者対策の充実について申し上げます。

さきに御説明いたしました農産物価格安定制度の拡充、畜産物、青果物の流通の合理化対策等のほか、生鮮食料品等の流通機構の整備をはかることとし、中央卸売市場及び地方卸売市場の施設整備の拡充をはかることとし、新たに、公設及び民営の総合食料品小売センターの設置につき助成することとし、合わせて四十億六千六百万円を計上しております。

また、農林物資の規格表示制度の運用の充実をはかる等消費者保護対策の強化に一億五千二百万円、中小企業の近代化促進、食品関係企業対策の強化等農林関連企業対策に一億四千四百万円を計上しましたほか、生鮮食料品を中心とする農産物市場の開発拡大についての生産者団体の自主的努力を助長するため農産物市場開発推進事業を新たに実施することとし一億五百万円を計上しております。

第七に、林業の振興に関する予算について申し上げます。

林業生産基盤の整備につきましては、林道事業、造林事業を計画的に推進することとし、合わせて二百七十七億六千四百万円を計上いたしております。

林産物の生産流通改善対策につきましては森林計画制度、森林病虫害等防除事業、里山再開発事業等を継続実施するほか、新たに、内陸製材業振興対策及び間伐事業対策を実施することとしております。

また、林業構造改善対策につきましては、引き続き、林業構造改善事業を計画的に実施することとしておりますとともに、林業構造改善の新たな展開をはかるための検討を行なうほか、入り会林野の整備、林業労働力対策等の拡充強化をはかることとしております。

さらに、国土の保全等をはかるため、治山事業につき三百五十四億三千万円を計上し、新たに保全林整備事業を行なう等その拡充をはかるほか、森林の公益的機能の計量化調査の新規実施等を行なうこととしております。

なお、林業信用基金の債務保証業務の円滑化をはかるため、同基金に対し一億円の追加出資を行なうこととしております。

第八に、水産業の振興に関する予算について申し上げます。

漁業生産基盤の整備につきましては、漁港整備事業、大型魚礁設置事業、浅海漁場開発事業の拡充をはかることとし、合わせて二百九十七億三千三百万円を計上いたしております。

漁業資源の維持増大につきましては、動物性たん白質の供給の増大と国際漁場におけるわが国漁業の振興をはかるため、新たに、新漁場開発事業を総合的かつ効率的に実施する機関として海洋水産資源開発センター（仮称）を設立し、海洋新漁場開発の強化推進をはかることとし、引き続き、沿岸漁場等における水産資源の保護増進対策の強化、内水面における地域振興対策の拡充等のほか、公害により生産性の低下している漁場の復旧等漁業にかかると公害対策を新たに実施することとしております。

また、沿岸漁業構造改善事業については、第二次事業を、四十六年度以降十三年間にわたり、全国百八地域を対象として実施することとし、四十六年度においては、十二地域について事業に着手することとし、計画調査を三十六地域につき実施することとし、第一次事業と第二次事業とを合わせまして、十五億九千七百万円を計上しております。

さらに、水産物の流通加工の改善につきましては、従来の諸施策に加えまして、新たに、拠点的地域における流通加工施設の総合的整備をはかる水産物産地流通加工センター形成事業、ノリの生産者団体による周年平均販売体制を整備するためのノリの保管施設等の整備を実施することとしております。

なお、漁船損害補償制度の実施費として十五億九千四百万円、漁業災害補償制度費として十六億三千一百万円を計上いたしております。

第九に、農林漁業の近代化の推進に必要な農林漁業金融の拡充について申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫資金につきましては、新規貸し付け計画額を二千六百二十億圓に拡大し、農林漁業経営構造改善、基盤整備等に必要資金の拡充をはかることとし、この原資として財政融資一千八百九十九億圓を予定するとともに、一般会計から同公庫に対し補給金一百六十九億五千三百万円を交付することとしております。

次に、農業近代化資金融通制度につきましては、貸し付け資金額を三千億圓とし、所要の利子補給補助等を行なうとともに、農業信用基金協会に対する都道府県の出資について引き続き助成することとし、総計八十五億四千五百万円を計上いたしております。

また、農業改良資金制度につきましては、技術導入資金として稲作転換作付条件整備資金を設け、その貸し付け額を二十八億圓にすること等により貸し付け額を二百六十八億圓に拡大し、これに要する経費五十三億六千万円を計上いたしております。

さらに、漁業近代化資金融通制度につきましては、貸し付け資金額を三百五十億圓に拡大することとし、これに要する経費五億一千九百万円を計上いたしております。

以上のほか、農林漁業施策の推進のために重要な予算について申し上げます。

まず、農林水産物の試験研究につきましては、

新たに、害虫の総合的防除法に関する研究、稲作転換推進対策試験等を実施するとともに、研究学園都市建設促進のため特定国有財産整備特別会計に必要経費を計上して移転予定研究機関の試験圃場用地の確保をはかるほか、試験研究費の増額、草地試験場、熱帯農業研究センター等の計画的な整備等試験研究体制の強化をはかり、また、都道府県に対する助成の充実等により試験研究の拡充強化をはかることとしております。これらに要する経費として一百八十四億五千八百万円を計上いたしております。

次に、農林水産物の改良普及事業につきましては、農業改良普及事業について新たに普及情報活動システム化事業、普及職員中央研修施設設置等を行なうことを含めて九十七億二千九百万円、生活改善普及事業については生活プロジェクト実験集落整備事業を行なうこととし、二十億一百万円を計上しております。また、畜産経営技術指導事業及び畜産技術の普及指導については、それぞれ四億九千九百万円、十三億八千万円を計上しております。

また、林業普及指導事業につきましては十七億三千五百万円、水産業改良普及事業につきましては三億八百万円を計上いたしております。

さらに、農林漁業関係公害対策について申し上げます。

最近における公害問題の重要性にかんがみ、農漁業にかかる水質汚濁対策、農用地の土壌汚染防止対策、畜産公害対策、農薬残留対策、漁業にかかる公害対策等の拡充を通じ、国民の健康を保護するとともに、環境の保全をはかることとし、これらに必要な経費として三十三億一千四百万円を計上しております。

以上のほか、農業災害補償制度の実施につきましては、所要の掛金国庫負担のほか、農家負担の軽減と事業運営の基盤の強化をはかるため団体職員給与改善、庁費の増額、共済団体の広域合併の推進等を行なうこととし、これらの経費として四百三十九億七百万円を計上するとともに、農

林統計調査の充実整備に三十七億九千九百万円、農業団体の整備強化に五十三億二千九百万円、農業資材の価格流通対策として四十八億三千九百万円、農産物の輸出振興対策として十五億九千万円、農林漁業関係災害対策公共事業として二百一十三億九千八百万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、昭和四十六年度の農林関係特別会計予算について御説明いたします。

第一に、食糧管理特別会計につきましては、国内米、国内麦及び輸入食糧の管理について、食糧管理制度の適切な運営をはかるため、米の生産調整対策及び自主流通米との関係に配慮することとし、過剰米についての計画的な処分を行なうこととし、このため、所要の予算を計上しております。が、一般会計からは、調整勘定へ二千六百一億圓、過剰米の処理にかかる損失の計画的補てんに充てるため国内米管理勘定へ三百二十二億圓を繰り入れることとしております。

また、国内産いもでん粉及び輸入飼料の買い入れ等の実施のため所要の予算を計上し、一般会計から農産物等安定勘定に八億圓、輸入飼料勘定に四十二億圓をそれぞれ繰り入れることとしております。

第二に、農業共済再保険特別会計につきましては、農業災害補償制度の運営のため、必要な予算を計上しており、一般会計から総額二百七十八億五千一百万円を繰り入れることとしております。

第三に、国有林野事業特別会計につきましては、国有林野事業勘定において、国有林野事業の一そう合理的な実施運営をはかることとしております。が、その歳入予定額は一千七百三十三億九千六百万円、歳出予定額は一千七百八十三億九千六百万円でありまして、差し引き歳出超過額五十億圓は、前年度からの持ち越し現金をもって充当することとしております。

また、治山勘定において民有林治山事業及び国有林野臨時治山事業を実施することとし、必要な予算を計上しております。

第四に、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計につきましては、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の実施のため必要な予算を計上しており、一般会計から三十億五千八百万円を繰り入れることとしております。

以上のほか、自作農創設特別措置、開拓者資金融通、特定土地改良工事、森林保険及び中小漁業融資保証保険の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、昭和四十六年度の農林関係財政投融资計画について御説明いたします。

財政投融资の計画額といたしましては、農林漁業金融公庫、農地開発機械公団、森林開発公団、八郎潟新農村建設事業団及び特定土地改良工事特別会計につきまして、総額二千一百五億圓の資金運用部資金等の借入れを予定しております。これをもちまして、昭和四十六年度農林関係予算及び財政投融资計画の概要の御説明を終わります。

○委員長(河内陽一君) 本件に対する質疑は後日に譲り、本日はこれにて散会をいたします。

午前十時五十九分散会

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願(第一八号)

一、林業振興に関する請願(第一九号)

一、農業改良助長法による改良普及員設置費に関する請願(第二〇号)

第一八号 昭和四十五年十二月二十八日受理
花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願
請願者 岡山市内山下岡山県議会議長
宮原義久

紹介議員 小枝 一雄君

花き振興法の制定を促進し、左記事項の実現を図られたい。

盤の整備、指導体制および生産出荷体制の確立強化、さらには流通市場の近代化等当面する諸問題を早急に解決すること。
二、必要経費については国庫補助等助成措置ならびに融資措置等を講ずること。

第一九号 昭和四十五年十二月二十八日受理
林業振興に関する請願

請願者 岡山市内山下岡山県議會議長
宮原義久

紹介議員 小枝 一雄君

理由
民有林、国有林を通じて拡大造林の推進並びに林道網の拡充等、林業生産基盤の整備を軸に、林業振興の長期かつ、画期的な施策をすみやかに講じ、国土保全と木材の国内自給体制の確立を図りたい。

理由

国民経済の急速な進展に伴い、木材需要量は逐年増大しているにもかかわらず、国産材の停滞及び木材価格の低迷により、山村林業地帯及び内陸製材業等は深刻な打撃を受けている。これは、木材資源の不足と国内林業の近代化が立ちおくれいて、増大する木材供給量について行けない結果である。長期的展望に立つて国内森林資源を育成し、国産材による木材の自給体制を確立することは、木材輸入外貨の節約、水資源の確保、災害防止、生活環境保全等、森林の公益的機能強化の面からきわめて重要である。また、米の生産調整に伴う総合農政対策、さらには過疎対策上からも最も実効的である。

第二〇号 昭和四十五年十二月二十八日受理
農業改良助長法による改良普及員設置費に関する請願

請願者 岡山市内山下岡山県議會議長
宮原義久

紹介議員 小枝 一雄君

農業改良助長法による改良普及員設置費に対する国庫補助金の補助率を引き下げたり、または補助の打切りは行なわず、現行方式を堅持されたい。

理由

一、普及員設置費の国の補助に関する昭和四十三年から四十五年までの三箇年計画が終つた段階で補助率の引下げ、または補助打切りが行なわれるのは遺憾なことであり、同時に、国の責任において普及員を設置しているとはいふ難くなる。
二、補助率の引下げ、打切りが行なわれれば、農業の現場における唯一の指導機関である普及組織の活動の低下を招く結果となり、総合農政の効果的展開を著しく困難なものとするなど、農業近代化の推進上大きな妨げとなる。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、漁港法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「けい、留施設」を「けい、留施設」に、「外かく施設」を「外かく施設」に、「全額」を「百分の九十」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。
2 国以外の者が北海道において施行する漁港修築事業に要する費用のうち外かく施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担金又は補助金で昭和四十五年の予算に係るもの（昭和四十六年度以降に繰り越されたものを含む。）については、国の負担割合又は補助割合については、なお従前の例による。

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、花き振興法（仮称）の法制化促進に関する請願（第二二八号）

一、農業の土地基盤の整備促進に関する請願（第二二九号）

一、米の生産調整の適正化に関する請願（第一三〇号）

一、林業関係公共事業の推進に関する請願（第一三一号）

一、北上山系総合開発調査事業の促進に関する請願（第一三二号）

一、農業への財政投融資の大幅増額に関する請願（第一五七号）

一、農・林・水産業改良普及員等設置費国庫補助制度に関する請願（第一五八号）

第一二八号 昭和四十六年一月二十六日受理
花き振興法（仮称）の法制化促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一二九号 昭和四十六年一月二十六日受理
農業の土地基盤の整備促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

理由
わが国農業が他産業の発展及び諸外国の農業に比して著しく立ち遅れているのは、生産単位の過小と生産基盤が近代的な効率の活用を妨げているためである。農業が今後、国民の食糧の自給率を高め、安定的供給を図るとともに、農業者の所得向上を期するためには、生産コストの低下を集团的かつ組織的に推進することが急務である。

第一三〇号 昭和四十六年一月二十六日受理
米の生産調整の適正化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

理由
米の生産調整の実施にあつては、食糧制度の根幹を堅持しつつ、国、地方公共団体等の公共投資による生産調整の実効をあげる措置を積極的に行うとともに、農業生産の地域分担の趣旨にのっとり、産地間競争をきたさざるよう配慮し、その適正化を図るよう強く要望する。

理由

昭和四十六年度の米対策については、四十五年産米の作況と過剰米の増加を理由に、食糧制度の改正、二段米価の採用、買入制限を示唆し、大幅な生産調整を行なおうとしているので、米にかわる優位な作物のない本県の米生産者には、はなはだしい不安を与えている。

第一三一号 昭和四十六年一月二十六日受理
林業関係公共事業の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

理由
拡大造林事業、林道事業、治山事業等林業関係公共事業予算の大幅増額と、補助単価及び補助率の引上げ等を図るとともに、第三次治山五箇年計画を改定し、治山事業長期計画を早急に樹立するよう強く要望する。

理由

わが国の林業をとりまく諸般の情勢が一段ときびしくなつて現状にかんがみ、今後における林業の振興と林業従事者の所得の向上を図り、あわせて国土保全に資するためには、諸種の林業施策を強化する必要があるが、とくに拡大造林の推進、林道網の拡充整備、治山事業の拡大を図ることが緊要である。

第一三二号 昭和四十六年一月二十六日受理

北上山系総合開発調査事業の促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

北上山系総合開発調査事業の促進を図るため、左記施策の実現を講ぜられたい。

一、北上山系地域総合開発は、国における関係省庁の緊密な連携が必要であるから、農林省内に関連する省庁を含めた専任の部署を設置し、推進体制の強化を図ること。

二、開発事業実施に必要な方式、制度及び金融対策等の総合的な内容を包含した開発事業実施要綱を昭和四十七年度予算編成に反映できるよう明示するとともに、事業実施機関を昭和四十七年度から発足させ次の事業に着手できるよう措置すること。

1 畜産開発団地、保護保存すべき観光資源及び国土保全に必要な土地等の先行取得
2 デモンストレーション牧場、モデル経営林の建設造成
3 開発に必要な道路等の建設

三、北上山系地域総合開発における大規模畜産、林業経営を定着させるために必要な技術の開発及び経営者養成を目的とした国立の北上山系技術センターをすみやかに設置すること。

四、東北農政局北上山系総合開発調査事務所を整備拡充するとともに調査業務達成に必要な予算を確保すること。

第一五七号 昭和四十六年一月二十六日受理

農業への財政投融資の大幅増額に関する請願

請願者 熊本市九品寺五ノ六ノ一六熊本県
議会議長 倉重末喜

紹介議員 國田 清充君

政府は、農産物の貿易自由化等について早急に再検討を加え、国際競争力に欠けている農業への財政投融資を大幅に増額されたい。

理由
昭和四十五年十二月十二日発表された全国農業地

域の作目別指標のなかで、熊本県は、食糧基地として位置づけられ、今後の農業振興の使命はますます重要な度を加えたが、現在、農業をめぐる諸情勢は極めて厳しく事態は混沌の極にある。

第一五八号 昭和四十六年一月二十六日受理

農・林・水産業改良普及員等設置費国庫補助制度に関する請願

請願者 熊本市九品寺五ノ六ノ一六熊本県
議会議長 倉重末喜

紹介議員 國田 清充君

農・林・水産業改良普及員等設置費国庫補助制度については、補助率の引下げを行わず、従前のとおり実施することとし、あわせて現在各都道府県における超過負担についても、かねてからの要望どおりすみやかに解消するよう強く要請する。

理由

わが国農林水産業の現状は、かつてない大変革の機に際し、いまこそ都道府県における農林水産業指導体制のいっそうの強化が必要であり、この際、補助金の率を引き下げることが、地方財政を圧迫するだけでなく、大きな混乱と不安を招き、農林水産業の健全な発展を阻害する。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として

貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者は、これを組合員とみなす。

第十八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「三百トン」を「千五百トン」に改め、同項第五項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「千トン（前項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、二千トン）」を「三千トン」に改め、同項第三号中「四十人」を「百人」に改める。

第二十一條第一項中「各々一個」を「各一個」に、「及び役員」を「並びに役員及び総代」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二項中「行う」を「行なう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員（准組合員を除く。）でなければ、代理人となることができない。

第二十一條第四項中「三人以上」を「五人以上」に改め、同項ただし書を削る。

第二十七條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合には、組合は、その総会の会日から七日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

第二十七條第二項第二号中「払込」を「払込み」に改め、同条に次の一項を加える。

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第三十二條第一項中の「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同項第六号中「払込」を「払込み」に改め、同項第九号中「積立」を「積立て」に改め、同項第十号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

加える。

第三十四條の見出し中「選挙」の下に「又は選任」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款の定めるところにより、組合員（准組合員を除く。）が総会（設立当時の役員は、創立総会）においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、役員（設立当時の役員を除く。）を総会外において選挙することができ。

第三十四條第四項中「行う」を「行なう」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第三十四條第六項中「投票の多数を得た者」の下に「（第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者）」を加え、同条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 総会外において役員を選挙を行なうときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員（准組合員を除く。）が総会（設立当時の役員は、創立総会）においてこれを選挙することができ。

第三十五條第一項を次のように改める。

役員は、三年以内において定款で定め

第三十五條第二項中「創立総会」の下に「（合併による設立の場合は、設立委員）」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

申立て、訴訟の提起又は和解

第五十二條第一項中「百人」を「二百人」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 総代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならぬ。

第五十二條第三項中「但し」を「ただし」に、「二百人」を「四百人」に、「五十人」を「百人」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「第三十八條又は第三十九條の規定に基いて」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「第二十一條第四項中「三人」とあるのは、」を「第二十一條第二項中「その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員（准組合員を除く。）とあるのは「他の組合員（准組合員を除く。）と、同条第四項中「五人」とあるのは」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 総代会（次項の総代会を除く。）においては、前項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は第五十條第二号若しくは第四号の事項について議決することができない。

8 河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合の総代会においては、第六項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は第五十條第二号の事項について議決することができない。

第五十二條第四項中「第三十四條第四項及び第五項」を「第三十四條第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める。

第五十五條第一項中「行わない」を「行わない」に、「第五十六條」を「次条」に改める。

第五十六條第二項中「出資組合にあつては」を削り、「年八分」を「年八パーセント」に、「払い込んだ出資額に応じてこれをし、なお剰余があるときは、」を「払い込んだ出資額に応じて、又

は」に改め、「（非出資組合にあつては、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に応じて）」を削る。

第五十七條の二中「外、出資組合」を「ほか、組合」に、「自己資本の額、余裕金の運用及び信用事業の運営に関する基準」を「事項」に改める。

第五十九條中「業種別組合」を「第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）」に改める。

第七十條第二項中「第三十四條第七項本文」を「第三十四條第九項本文」に改める。

第八十五條第一項中「第八十六條第二項」を「次条第二項」に改め、同条第二項中「年一割」を「年十パーセント」に、「払い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、」を「払い込んだ出資額の割合に応じて、又は」に改める。

第八十六條第二項中「外、第三十三條から第四十一條まで」を「ほか、第三十三條、第三十四條第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條から第四十一條まで」に、「及び」を「並びに」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「第五十九條及び第六十一條第二項中「二十人」業種別組合にあつては、十五人」とあるのは、」を「第五十九條中「二十人（第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、第六十一條第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、それぞれ」に改め、同条第四項中「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改める。

第八十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に改め、同項第一号中「会員」を「会員等（会員及び連合会を間接に構成する者で定款で定めるものをいう。以下同じ。）」に改め、

「事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「会員」を「会員等」に、「受入」を「受入れ」に改め同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては会員等と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては会員等と世帯を同じくする者は、これを所屬員とみなす。

第八十七條第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第八十九條を次のように改める。

（議決権及び選挙権）

第八十九條 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による会員（以下本章において「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その会員に対して、当該組合員が組合である場合にあつては当該組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該組合員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 会員の議決権及び選挙権の行使については、第二十一條第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十二條第二項中「第八十八條に規定するものの外、第九十條から第三十一條まで」を「第八十八條及び第八十九條に規定するもののほか、第九十條、第九十二條及び第九十三條から第三十一條まで」に改め、同項後段を削り、同条第三項中

「外、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三十三條及び」を「ほか、第三十二條、第三十三條、第三十四條第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項及び第三項並びに」に、「第三十四條第七項」を「第三十四條第五項中「一人」とあるのは「一人（第八十九條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項」に改め、「と、第五十二條第八項中「組合（内水面組合を除く。）とあるのは「連合会」を削り、同条第四項中「外」を「ほか」に、「第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第五項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）とあるのは「准会員」を「第六十二條第六項中「第二十一條第一項、第四十九條第二項及び第三項」とあるのは「第四十九條第二項及び第三項、第八十九條第一項」に改め、同条第五項中「第三十四條第七項本文」を「第三十四條第九項本文」に改める。

第九十三條第一項中「第六章」を「次章」に、「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に改め、同項第一号中「事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第三号及び第四号中「事業」の下に「又は生活」を加え、同項第八号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者は、これを組合員とみなす。

第九十四條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「四十人」を「百人」に改める。

「外、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三十三條及び」を「ほか、第三十二條、第三十三條、第三十四條第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項及び第三項並びに」に、「第三十四條第七項」を「第三十四條第五項中「一人」とあるのは「一人（第八十九條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項」に改め、「と、第五十二條第八項中「組合（内水面組合を除く。）とあるのは「連合会」を削り、同条第四項中「外」を「ほか」に、「第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第五項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）とあるのは「准会員」を「第六十二條第六項中「第二十一條第一項、第四十九條第二項及び第三項」とあるのは「第四十九條第二項及び第三項、第八十九條第一項」に改め、同条第五項中「第三十四條第七項本文」を「第三十四條第九項本文」に改める。

第九十三條第一項中「第六章」を「次章」に、「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に改め、同項第一号中「事業」の下に「又は生活」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第三号及び第四号中「事業」の下に「又は生活」を加え、同項第八号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第二号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者、同項第二号の事業にあつては組合員と世帯を同じくする者は、これを組合員とみなす。

第九十四條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「四十人」を「百人」に改める。

第九十六條第四項中「第五十九條及び第六十一條第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは」を「第五十九條中「二十人（第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、第六十一條第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、それぞれに改める。

第九十七條第一項中「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に改め、同項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第九号中「技術の向上及び」を「経営及び技術の向上並びに」に改める。

第九十八條の次に次の一条を加える。

第九十八條の二 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第二号の規定による会員（以下本章において「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 会員の議決権及び選挙権については、第八十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

第九十八條の二「第九十八條」の下に「及び第九十八條の二」を加え、「外」を「ほか」に、「第二十條から第三十一條まで」を「第二十條、第二十二條から第三十一條まで」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三項」を「第三十二條、第三十三條、第三十四條第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條から第四十七條まで、第四十八條第二項及び第三項」に、「及び第九十九條」を「並びに第九十九條」に、「第三十四條第七項」を「第三十四條第五項中「一人」とあるのは「一人（第九十八條の二第二項において準用する第八十九條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第九項」に改め、同条第四項中「外」を「ほ

か」に、「第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第五項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）とあるのは「准会員」を「第六十二條第六項中「第二十一條第一項、第四十九條第二項及び第三項」とあるのは「第四十九條第二項及び第三項、第九十八條の二第二項」に改め、同条第五項中「第三十四條第七項本文」を「第三十四條第九項本文」に改める。

3 第一項の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、共済会の会員と世帯を同じくする者は、これを会員とみなす。

第九十九條の次に次の一条を加える。

第九十九條の六の二 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第二項の規定による会員（以下本章において「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 会員の議決権及び選挙権の行使については、第二十一條第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十九條の七第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第八号中「積立」を「積立て」に改め、同項第九号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

第九十九條の十四第二項中「第九十九條の六」の下に「及び第九十九條の六の二」を加え、「外、第二十一條」を「ほか」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十二條第二項中「前項の経費」とあるのは、「前項の経費又は共済掛金」と読み替えるものとする。

第九十九條の十四第三項中「外、第三十三條から第五十一條まで、第五十二條第一項から第七項まで」を「ほか、第三十三條、第三十四條第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八

項及び第九項、第三十五條から第五十二條まで」に、「第三十四條第七項」を「第三十四條第九項」に改め、「と、第五十二條第六項中「役員若しくは総代とあるのは「総代」を削り、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第六十二條第六項中「第二十一條第一項、第四十九條第二項及び第三項」とあるのは、「第四十九條第二項及び第三項、第九十九條の六の二第二項」と読み替えるものとする。第九十九條の十四第五項中「外」を「ほか」に、「第三十四條第七項本文」を「第三十四條第九項本文」に改める。

第九十九條の次に次の一条を加える。

第九十九條の七第二項、第九十六條第二項、第九十九條第二項及び第九十九條の十四第二項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に設けられている総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、米生産調整対策に関する請願（第二二二号）
一、観光漁業と磯根漁場の開発に関する請願（第二二二号）

第二三二号 昭和四十六年一月二十九日受理
米生産調整対策に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議会議員 北川弥助

紹介議員 奥村 悦造君
政府在庫の古米、古々米は七百万トン余りの多きに達し、国家財政上重要な政治課題となつており、また、生産農家に与えている物心両面にわたる影響も、はかりしれないものがある中で、米の生産調整にあたつては、総合農政の中において長期的展望に立つた充実した対策を講じられたい。

第二三二号 昭和四十六年一月二十九日受理
観光漁業と磯根漁場の開発に関する請願

請願者 千葉県市川市南二ノ一 社団法人千葉県釣センター理事長 十二村吉辰

紹介議員 木島 義夫君

磯根漁場の開発により観光漁業の振興を図り、推定一千万人となえられるつり人と漁民が共存共栄できるみちを開くより、左記事項の実現を期された。

一、魚巢構築については、アースドリル工法、あるいは爆破工法等により海底岩礁を自然の状態で活用すること。

二、磯根漁場基金制度の設定
1 基金の拠出比率は、国の財政支出額九割に受益者一割とする。

2 基金の配分額は、全国を七地域に分割し、各地域単位の登録団体の拠出金を基準とする比率配分で算出すること。

3 磯根漁場の構築は一期を三年とし年次計画とすること。

4 全国七地域は左記のように分けること。

北海道（沿岸海域全部）
東北（六県の全域）
関東（茨城、千葉、神奈川の三県海域）
中部（静岡、愛知、新潟、富山、福井、石川の六県海域）
関西（京都府、兵庫、大阪府、和歌山、三重の二府三県海域）

四国(全海域)
九州(全海域)

5 魚礁基金は独立採算制とすること。

三、登録団体に対する保護助成

1 登録会員の表示を明らかにするため、大型
バッジ(有料)と証明書を交付すること。

2 登録団体の会員五十名単位に監視員一名を
委嘱し、つり人の公徳心の向上を図るために
障害排除にあたること。

3 登録会員のつり行に際して、えさ、舟代、
宿泊、つり具等の指示価格制を採用し、無登
録つり人と格差をつけて登録促進を図るこ
と。

四、魚族の保護措置

1 専漁者以外の遊漁者に対しては、つり具以
外の漁具を使用して魚介類を採捕することを
禁止する措置を強化すること。

2 観賞魚並びに稚魚は、養殖対象以外に採捕
を禁止すること。

3 企業公害の防止策は、国の責任でよりいっ
そう強化すること。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、昭和四十四年度及び昭和四十五年度におけ
る農林漁業団体職員共済組合法の規定による
年金の額の改定に関する法律等の一部を改正
する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における
農林漁業団体職員共済組合法の規定による年
金の額の改定に関する法律等の一部を改正す
る法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度におけ
る農林漁業団体職員共済組合法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律等の一部を
改正する法律

(昭和四十四年度及び昭和四十五年度における

農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金
の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度及び昭和四十五年度にお
ける農林漁業団体職員共済組合法の規定による
年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法
律第九十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和四十四年度以後における農林漁業団
体職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律

第一条の二の次に次の一条を加える。
(昭和四十六年度における旧法の規定による
年金の額の改定)

第一条の三 前条第一項の規定の適用を受ける
年金については、昭和四十六年一月分以後、
その額を第一条第一項の規定に準じて算定し
た額に改定する。この場合において、同項中
「別表第一」とあるのは、「別表第三」と読み
替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける年金について
は、昭和四十六年十月分以後、その額を第一
条第一項の規定に準じて算定した額に改定す
る。この場合において、同項中「別表第一」
とあるのは、「別表第四」と読み替えるもの
とする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。
第二条の二の次に次の二条を加える。
(昭和四十六年度における新法の規定による
年金の額の改定)

第二条の三 前条第一項の規定の適用を受ける
年金については、昭和四十六年一月分以後、
その額を第二条第一項の規定に準じて算定し
た額に改定する。この場合において、同項中
「昭和三十九年九月以前の組合員期間」とあ
るのは「昭和四十年九月以前の組合員期間」
と、「別表第一」とあるのは「別表第三」と
読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和四十六年一月分以後、その額を
同項の規定に準じて算定した額に改定する。
この場合において、同項中「別表第二」とあ
るのは、「別表第三」と読み替えるものとし
る。

3 昭和四十五年十月一日以後同年十二月三十
一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該
当した組合員若しくは任意継続組合員又は同
年十月一日以後同年十二月三十一日以前に新
法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求
をした任意継続組合員についての当該資格喪
失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定
による退職年金、減額退職年金、障害年金又
は遺族年金であつて、これらの年金の基礎と
なつた組合員期間のうち昭和四十年九月以
前の期間を含むものについては、昭和四十六
年一月分以後、その額を前条第二項の規定に
準じて算定した額に改定する。この場合にお
いて、同項中「別表第二」とあるのは、「別
表第三」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。
第二条の四 前条第一項の規定の適用を受ける
年金については、昭和四十六年十月分以後、
その額を第二条第一項の規定に準じて算定し
た額に改定する。この場合において、同項中
「昭和三十九年九月以前の組合員期間」とあ
るのは「昭和四十年九月以前の組合員期間」
と、「別表第一」とあるのは「別表第四」と
読み替えるものとする。

2 前条第二項又は第三項の規定の適用を受け
る年金については、昭和四十六年十月分以
後、その額を第二条の二第二項の規定に準じ
て算定した額に改定する。この場合におい
て、同項中「別表第二」とあるのは、「別表
第四」と読み替えるものとする。

3 昭和四十六年一月一日以後同年九月三十日
以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当し
た組合員若しくは任意継続組合員又は同年一

月一日以後同年九月三十日以前に新法第三十
九条第一項第二号の障害給付の請求をした任
意継続組合員についての当該資格喪失事由又
は障害給付の請求に係る新法の規定による退
職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年
金であつて、これらの年金の基礎となつた組
合員期間のうち昭和四十年九月以前の期間
を含むものについては、昭和四十六年十月分
以後、その額を第二条の二第二項の規定に準
じて算定した額に改定する。この場合におい
て、同項中「別表第二」とあるのは、「別表
第四」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。
第三条の二第二項中「第一条の二又は第二
条の二」を「第一条の三又は第二条の四」に、
「を同項各号」を「を当該各号」に、「第三条
ただし書」を「前条ただし書」に改める。
第四条中「第二条の二」を「第二条の四」に
改める。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年 九月まで	一・九九二
昭和三十四年十月から昭和 三十五年九月まで	一・九二九
昭和三十五年十月から昭和 三十六年九月まで	一・八〇三
昭和三十六年十月から昭和 三十七年九月まで	一・五五一
昭和三十七年十月から昭和 三十八年九月まで	一・三五五
昭和三十八年十月から昭和 三十九年九月まで	一・一九二
昭和三十九年十月から昭和 四十年九月まで	一・〇三七

別表第四

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年 九月まで	二・一五九

昭和三十四年十月から昭和 三十五年九月まで	二・〇九一
昭和三十五年十月から昭和 三十六年九月まで	一・九五四
昭和三十六年十月から昭和 三十七年九月まで	一・六八二
昭和三十七年十月から昭和 三十八年九月まで	一・四六九
昭和三十八年十月から昭和 三十九年九月まで	一・二九二
昭和三十九年十月から昭和 四十年九月まで	一・一二四

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「基き」を「基づき」に改め、同項の表中「第三十四級 一五〇、〇〇〇円

一四五、〇〇〇円以上」を「第三十四級 第三十五級 第三十六級 第三十七級

一五〇、〇〇〇円 一四五、〇〇〇円以上
一六〇、〇〇〇円 一五五、〇〇〇円以上
一七〇、〇〇〇円 一六五、〇〇〇円以上
一八五、〇〇〇円 一七五、〇〇〇円以上

一五五、〇〇〇円未満
一六五、〇〇〇円未満
一七五、〇〇〇円未満

第二十四條第一項中「子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡當時」を「並びに組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母でその者の死亡當時」に改める。

第三十六條第二項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第三十七條の三第三項第一号中「九万六千円」を「十一万四千円」に改める。

第四十六條第二項及び第三項第二号中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十六條第三項中「最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月」を「その資格を取得した日の属する月(その月が最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月である場合には、その月の翌月)」に改める。

別表第二の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改訂する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第十号中「百八十万円」を「二百二十二万円」に改める。

附則第六條第一項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

附則第七條第五項中「昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)第一条の二」を「昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)第一条の三」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二條第三項に次の一号を加える。

三 明治四十四年四月一日以前に生れた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した

期間が十年以上であるもの
附則
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という)第三十六條第二項ただし書、第三十七條の三第三項、第四十六條第二項及び第三項並びに別表第二の改正規定、第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という)附則第六條第一項ただし書の改正規定、第四条の規定並びに附則第六條から第八項まで及び第十一項の規定は同年十一月一日から、第二条中法第五十六條第三項の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。

(標準給付に関する経過措置)
2 農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行の日前にこの法律による改正前の法第二十條第三項の規定により標準給付を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、この法律による改正後の法第二十條第一項の規定の例による。

3 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の法第二十條第五項又は第七項の規定により標準給付が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けたいものは、この法律の施行の日に職員になつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十條の規定を適用してその標準給付を改定する。

4 附則第二項の規定により定められ又は前項の規定により改定された標準給付の月額を標準とする掛金の算定は、昭和四十六年十月分以後の掛金について行なうものとし、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(遺族の範囲に関する経過措置)
5 この法律による改正後の法第二十四條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

6 この法律による改正後の法第三十六條第二項ただし書、第三十七條の三第三項、第四十六條第二項及び第三項並びに別表第二並びにこの法律による改正後の三十九年改正法附則第六條第一項ただし書(同法附則第七條第一項及び第十六條第二項(同法附則第二十條において準用する場合を含む))の規定によりその例により算定することとされる場合並びに同法附則第二十條において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十六年十一月一日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

7 昭和四十六年十一月一日前に三十九年改正法による改正後の法(以下「新法」という)の資格喪失事由(組合員にあつては新法第十五條第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては新法第十七條第六項各号に掲げる事由をいう)に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金については、前項の規定にかかわらず、同年十一月分以後、同項に規定する規定を適用する。

8 前項の規定の適用を受ける者が、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む)、法第三十六條第三項ただし書(法第三十九條の二第三項において準用する場合を含む)の規定により定める額を返還した者を除く)又はその遺族である場合における前項に規定する年金の額の調整その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧法の平均標準給付の仮定年額に関する経過措置)
9 この法律による改正後の法第二十條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

10 この法律による改正後の法第二十條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

9 この法律による改正後の三十九年改正法附則第四条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(再退職する更新組合員に係る従前の退職年金の算定に関する経過措置)

10 この法律による改正後の三十九年改正法附則第七条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定について適用し、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定については、なお従前の例による。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

11 昭和四十六年十一月一日前に組合員が退職し又は任意継続組合員が法第三十七条の三第二項の任意資格喪失事由に該当した場合において、法及びこの法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十二条第三項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、同年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。